

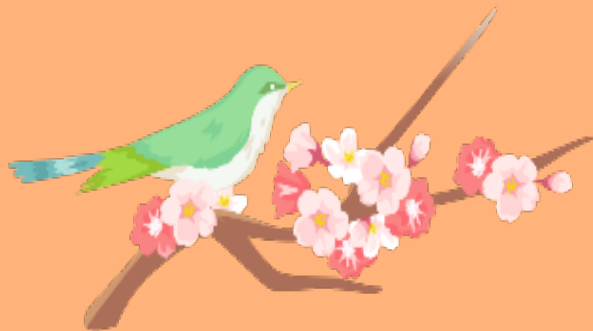


詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト  
公益法人 information

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



# 公益認定等委員会だより



法人の活動紹介  
公益社団法人日本義肢装具士協会

[中学生による模擬義足の体験]

## 目次

- P.2  
「平成30年度税制改正の大綱」について
- P.3  
法人の活動紹介  
公益社団法人日本義肢装具士協会
- P.4  
会計学基礎講座  
「資産除去債務に関する会計基準」について
- P.5  
ご注意ください！  
電子申請で利用するID、パスワード及びパソコンの適切な管理について
- P.6  
申請サポートに関する情報・その他お知らせ  
(公益認定申請サポート・法人運営相談の開催等の日程について)



## 平成30年1月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除法人数	
内閣府	社 団	800	122	660
	財 団	1,650	327	863
都道府県	社 団	3,355	107	4,125
	財 団	3,702	448	2,949
合 計		9,507	1,004	8,597

(注) 公益目的支出計画実施法人

# 「平成30年度税制改正の大綱」について

## 「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）において、 公益法人に関する税制改正が決定されました！

現物資産を寄附した場合、寄附であっても、時価で資産の譲渡があったものとみなして、譲渡所得（時価と取得額の差額）を計算し、みなし譲渡所得税が課税されます。

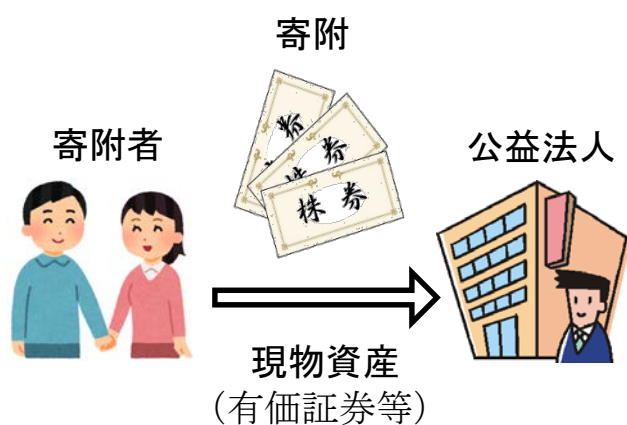
一方、公益法人等に対する現物寄附のうち、国税庁長官の承認を受けた寄附については、みなし譲渡所得税等が免除される特例が措置されているところです。

今回の改正により、公益法人内に特定の要件を満たす「基金」を設け、当該「基金」に組み入れられた寄附財産については、**短期間で承認が受けられる**ことや、**公益目的事業の用に直接供した期間に関わらず寄附資産を処分して別な資産を取得すること**等が可能となります。

特例の適用がない場合 = 課税

現物寄附に係るみなし譲渡所得（下図では20億円）に対し、**みなし譲渡所得税等が寄附者に課される**。

### イメージ図



(例) 取得額：10億円  
時価：30億円  
(みなし譲渡所得：20億円)

※寄附した場合でも、時価で資産の譲渡があったものとみなされる

特例の適用がある場合 = 非課税

現物寄附が一定の要件を満たすことにつき、国税庁長官の**承認**を受けた場合は**非課税**となる。

#### 【主な要件】

- ・寄附が公益の増進に著しく寄与すること
- ・寄附財産が2年以内に公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること
- ・寄附により、寄附者又はその親族等の所得税等を不当に減少させる結果とならないこと

### ↓ 今回の改正による緩和

#### 【措置内容】

公益法人内に特定の要件を満たす「基金」を設け、当該「基金」に組み入れた寄附財産について、次のような措置を行う。

- ・**短期間で承認**が受けられる
- ・**公益目的事業の用に直接供した期間に関わらず、寄附された資産を処分して別な資産を取得することが可能**
- ・既に非課税承認を受けた寄附資産についても、所定の手続を経て、基金に組み入れることにより、資産の買替えが可能

#### 【期待される効果】

上記措置により、個人からの評価性資産の寄附を促進し、**公益法人が公益目的事業を充実させることが期待**される。



### 法人の概要

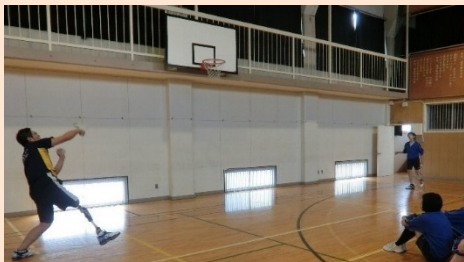
義肢装具士を正会員とし、義肢装具士の資質の向上及び知識・技術の研鑽に努めるとともに、義肢装具や福祉用具の普及・発展を図り、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的としています。（平成5年設立。平成24年に一般社団法人となり、平成29年12月から公益法人として活動）



### 法人が取り組む主な事業

#### 講座事業

ケガや病気で療養中の方や、障害をお持ちの方々が、義肢装具を使用することで、より快適に、より安全に日常生活を送れることを広く知っていただくこと、また、このような方々の活動を紹介することで、障害者理解を深め、多様性のある社会づくりに貢献することを目的としています。



◀（交流会にて、義足ユーザーとバドミントンをする中学生）

学術大会の会場にて一般の人々を対象とした公開講座や、小中学生を対象とした義肢装具体験や義肢装具ユーザーとの交流会を実施しています。

#### 国際支援活動事業

日本を取り巻く国際社会の平和・安定、発展のためには、国レベルでの経済的・技術的な支援だけでなく、日常生活の質の向上を図る支援が必要です。当事業は、義肢装具に関して発展・開発途上にある国または地域の人々に、支援を行う義肢装具士の活動に対する助成です。

これまでの主な活動は以下のとおりです。

- ◆平成24年：ハイチ大地震による切断者約4千人に対する義足支援のため、国内の義肢装具関連会社の協力の下、中古の義足部品約100点を搬送する活動に助成。
- ◆平成25年：キリバス共和国、トゥンガルリハビリテーションセンター焼失に伴う、復旧のための物資の提供および輸送への支援活動に助成。
- ◆平成29年7月、ネパール地震に伴い損壊した義肢装具製作施設に義肢装具製作に欠かせない電気オーブンを提供する活動に助成。

#### 学術大会／研修センター

義肢装具士を対象とした、年1回の学術大会と、全国の各地域で研修セミナーを開催しています。これらは、義肢装具士が研鑽を積む場であると同時に、義肢装具に関する学術領域を普及・発展させる狙いがあります。

近年の医学・医療技術の進歩発展は目覚しく、義肢装具士は、国家資格をもつ医療専門職として、最新の知識・技術を得た上で、的確な医療技術を国民に提供する責務があります。

（右：米国の義肢装具士による最新義足製作技術の講演）➡



学術大会は、臨床で得た知見を情報発信し、討論や第三者からの評価を経て、エビデンスレベルの高い研究活動へ導く場です。また研修セミナーでは、経験の浅い義肢装具士においては標準的な医療技術の提供を可能にするために、また熟練者においては細分化された専門領域を追求するための教育活動の場となっています。最終的には、義肢装具等を必要とする方々の日常生活をより良くすることを目的としています。

◀（左：学術大会での聴衆）

義肢装具士は医療専門職として、高度な倫理観が要求され、その活動には社会的責任が伴います。本会は、公益法人となったことで、義肢装具士の社会的認知度の向上、並びに義肢装具士自らの意識の向上を図り、本会の目的を果たすべく、さらに効果的な公益的事業を展開してまいります。

## 「資産除去債務に関する会計基準」とは？

- ◆ 有形固定資産の除去に関する将来の負担を資産除去債務として財務諸表に反映する際の取り扱いを定めた会計基準です。
- ◆ 資産除去債務を負債として計上するとともに、対応する除去費用を有形固定資産に計上する会計処理及び開示方法が示されています（「資産除去債務に関する会計基準」「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成20年3月31日））。

## 資産除去債務とは？

- ◆ 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいいます（契約に基づく建造物の解体や修繕等の原状回復義務、法令に基づくアスベストの除去義務等）。
- ◆ 有形固定資産自体の除去そのものは義務付けがなくても、当該資産に含まれる一定の有害物質を特定の方法で除去する義務がある場合には、当該有害物質等の除去費用も含まれます。

## 公益法人にも「資産除去債務に関する会計基準」を適用すべき？

- ◆ 公益法人の資産除去債務に関する会計処理及び注記を本基準によることに支障はなく、また、準拠すべき他の方法もみられないことから、本基準は公益法人にも適用されるべきであるとされています（「平成27年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」（内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会）より）。

## 資産除去債務に対応する有形固定資産を計上する場合の会計処理のイメージ（会計仕訳）は？

【取引例】 建物の取得価額： 1,000  
（耐用年数5年：定額法）

資産除去費用見込額： 100  
資産除去費用実際額： 105

### ① 建物の取得時

(借) 建物(B/S) 1,000 (貸) 現金預金(B/S) 1,000

### ② 資産除去債務の計上時

(借) 建物(B/S) 100 (貸) 資産除去債務(B/S) 100

### ③ 毎事業年度の減価償却費の計上

(借) 減価償却費(正味) 220 (貸) 建物(B/S) 220

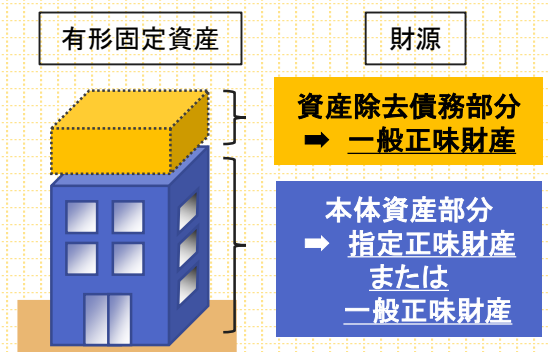
### ④ 建物の除却時

(借) 資産除去債務(B/S) 100 (貸) 現金預金(B/S) 105  
費用(正味) 5

- 本取引例においては、簡略化のため「計上時の資産除去費用見込額＝資産除去債務額」としていますが、本基準によれば、資産除去費用見込額に割引率を用いて割引計算を行うことにより、資産除去債務の発生時での割引現在価値を算定することとされています。
- この他、本取引例においては、資産除去債務に係る利息を省略しています。
- 減価償却費の計算は以下のとおりです。  
 $(1,000 + 100) \div 5 = 220$
- 建物の除却時の資産除去債務と実際の資産除去債務費用との差額は発生時の損益として処理します。

## 公益法人において「資産除去債務に関する会計基準」を適用する際の留意点は？

- ◆ 資産除去債務に対応する有形固定資産を計上する場合、当該資産の財源は一般正味財産となります。他方、本体資産の財源は、指定の有無により指定正味財産又は一般正味財産となることから、本体部分と資産除去債務部分で財源が異なる場合があります。
- ◆ 公益目的事業に使用してほしいということで寄附を受けている場合に当該保有に関する制約が寄附者等からいつ解除されるかが明確ではないことのみをもって、直ちにその金額を見積もることができない理由となるものではないことに留意が必要です。



# ご注意ください！ 電子申請で利用するID、パスワード及びパソコンの適切な管理について

とある法人について、当該法人のパソコンからID、パスワードが漏えいする事案がありました

- ◆ 昨年末、とある法人について、「公益法人information」の電子申請を利用するためのIDとパスワードの情報が、インターネット上で閲覧可能な場所に掲載されている、という事案が発生しました。
- ◆ 調査の結果、**当該法人のパソコンから、「キーロガー(※)」によって法人のIDとパスワードが詐取され、その後インターネット上に公開されたものとわかりました。**

## ※ キーロガー(Keylogger) とは

- ▶ パソコンのキーボードで入力した内容を入力本人の意図とは別に記録し、ファイルとして保存するソフト。悪質なものは、記録したファイルをインターネット上に公開(転送)する。
- ▶ これにより、インターネットのショッピングサイトにて入力するカード情報や、システムログイン時の入力パスワード等を盗み出すことができる。
- ▶ こうしたソフトは、Webサイトからファイルをダウンロードしたり、ウイルスメールに添付されたファイルを開いたりすること等によって、気づかないうちにパソコンに取り込まれる可能性がある。



法人の皆様には、IDとパスワードの適切な管理をお願いします

- ◆ 電子申請のサーバ(システム本体)については、内閣府において定期的な外部監査や、保守業者の情報収集によるセキュリティの確保等により、問題が生じないように努めております。
- ◆ 他方、**法人側で利用するIDとパスワードについては、法人の皆様において適切に管理**いただきますようお願いいたします。

利用パソコンのセキュリティにもご注意ください

- ◆ 特に、電子申請を個人のパソコンからアクセスして利用されている場合には、パスワード等の管理に加えて、**利用パソコンのセキュリティ**についても注意が必要です。
- ◆ 今回、漏えいの原因となった「キーロガー」は、電子申請のIDだけではなく、パソコンに入力する情報(行為)を適宜漏えいしてしまうものです。パソコン内の、法人や個人の情報も同時に漏えいしてしまう恐れがあります。
- ◆ 大切な情報を守るためにも、利用パソコンに対して改めてウイルス対策ソフトの動作の確認等、**インターネットへ接続するために必要なセキュリティが保たれているか**ご確認ください。(例えば、ウイルス対策ソフトの多くは、年会費の更新などを適宜行わないと最新のウイルス情報に更新されなくなります。対策ソフトの有無だけではなく、情報が最新に保たれているかの確認も必要です。ウイルス対策ソフトの動作については、購入店等のサポートをご利用ください。)



【参考情報】 ここからセキュリティ！

<https://www.ipa.go.jp/security/kokokara/>

独立行政法人情報処理推進機構が運営する、官民の情報セキュリティに関するポータルサイトです。

被害に遭った場合の対策や、自己学習教材などが掲載されています。

# 公益認定申請サポート・法人運営相談について

本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、以下のサイトをご覧ください。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）**についてのご相談は、以下のサポートをご活用ください。

## 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

### 窓口相談

《要事前申込》

### 電話相談

公益認定申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

これから公益認定の申請に着手される法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。2月末から3月上旬にかけて、4月分の予約を受け付けます。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「窓口相談」）

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール [sodan-juri@cao.go.jp](mailto:sodan-juri@cao.go.jp)

電話 03-5403-9669

時間 平日10時～16時45分

## 公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。今後の開催予定は下記のとおりです。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」）

◆東京都千代田区で開催

日時：3月2日（金）13:10～16:50 場所：アーバンネット大手町ビル

## 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>) について

公益法人制度に関する各種情報（法制度、公益認定申請や法人運営サポート、寄附等）を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます（トップページ⇒「公益法人とは」⇒「公益法人等の検索」をクリック）。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
		法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		

 内閣府公益法人 Facebook  
 内閣府公益法人 Twitter  
 内閣府公益法人 メールマガジン

### 活動紹介を希望する公益法人を募集しています

多くの方に公益法人の活動を知っていただく機会とするため、「公益法人information」及び本誌（月1回発行）で、法人の活動紹介を行っています。掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook、Twitter、メールマガジンでも公益法人に関する情報発信を行っています。

### 本誌についての問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9524

メール: [koueki-info@cao.go.jp](mailto:koueki-info@cao.go.jp)



※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。